

平成 27 年 11 月 6 日付け 27 動検第 749 号

令和 6 年 8 月 9 日付け 6 動検第 437 号（一部改正）

令和 7 年 3 月 21 日付け 6 動検第 1093 号（一部改正）

家畜飼料用として輸入される魚粉の精密検査実施要領

飼料用、肥料用として輸入される魚粉については、「動物性加工たん白質の輸入一時停止措置について」（平成 17 年 8 月 12 日付け 17 消安第 2891 号消費・安全局長通知。以下「局長通知」という。）により、製造工場において魚粉以外の動物性加工たん白質を使用していないことが輸出国政府機関等により証明されたもの以外は、輸入停止措置が講じられている。本措置は、当初、牛海綿状脳症の我が国への侵入防止に万全を期するために開始したものであるが、近年、アフリカ豚熱や口蹄疫のまん延等、家畜伝染病をめぐる世界情勢は大きく変化し、これらの家畜伝染病の我が国への侵入リスクが著しく増加していることを踏まえ、家畜飼料用の魚粉については、以下により精密検査を実施する。

なお、本要領において家畜とは、家畜伝染病予防法施行規則第 45 条第 1 号イ及びロに掲げる動物をいう。

1 精密検査の対象物等

（1）対象物

魚粉のうち、家畜飼料用（家畜飼料の原料に供されるものを含む。以下同じ。）に供されるものとして申請のあったもの。

なお、次に該当するものは精密検査の対象としない。

ア 魚粉を一成分とし、他に複数の成分を含有していることが明らかな魚粉を含む混合飼料、配合飼料等

イ 魚粉を製造する設備を有した船舶内において製造された魚粉

（2）対象国又は地域

全ての国又は地域

2 輸入検査の申請方法

家畜防疫官は、魚粉を輸入しようとする者に対し、原則として輸出国政府機関等の発行する証明書ごとに輸入検査申請を行うよう指示する。

3 精密検査を実施する輸入検査申請

（1）家畜飼料用として輸入される魚粉の輸出国又は輸出地域ごとに、3 年間で少なくとも 1 件以上の精密検査が行われるよう、企画管理部長及び精密検査部長が別途定める方法により抽出する。

（2）過去 3 年間以上輸入実績の無い国又は地域から家畜飼料用として輸入される魚粉については、（1）によらず精密検査を実施する。

4 検査材料の採取方法

- (1) 精密検査に供する検査材料の採取は、他の物質による汚染の防止に留意しつつ、精密検査部病理・理化学検査課長が別途定める方法により行う。
- (2) 検査材料を採取した課又は出張所（以下「担当課」という。）は、別記様式第1号の見本採取票を輸入者に交付する。

5 精密検査の実施方法

- (1) 精密検査は、原則として精密検査部病理・理化学検査課（以下「病理・理化学検査課」という。）において、別添の「家畜飼料用として輸入される魚粉の精密検査実施方法」に基づき行う。ただし、門司支所管内で採取した検査材料のPCR法による精密検査については、原則として門司支所検疫第2課において行う。
- (2) 担当課は、電子情報処理組織を利用して精密検査の依頼を行い、出力した依頼書を添付した検査材料を病理・理化学検査課又は門司支所検疫第2課へ速やかに送付する。
- (3) 門司支所検疫第2課で行ったPCR法による精密検査の結果が「陽性」となった場合は、門司支所検疫第2課から病理・理化学検査課に検査材料を送付し、ELISA法による精密検査を依頼する。

6 精密検査の結果に基づく処置

- (1) 総合判定が「陰性」となり、製造工場において魚粉以外の動物性加工たん白質（反すう動物由来たん白質及び豚由来たん白質をいう。以下同じ。）が使用されているおそれがないと認められる場合
 - ア 病理・理化学検査課又は門司支所検疫第2課は、電子情報処理組織により結果を登録する。
 - イ 担当課は、結果を確認し、輸入検疫証明書を交付する。
- (2) 総合判定が「陽性」となり、製造工場において魚粉以外の動物性加工たん白質が使用されているおそれがあると認められる場合
 - ア 病理・理化学検査課は、(1)と同様の方法により結果を登録及び報告するとともに、企画管理部企画調整課（以下「企画調整課」という。）宛てに情報共有する。
 - イ 担当課は、当該家畜飼料用魚粉について、局長通知の規定に基づく輸入停止措置の対象品目に該当する旨を輸入者に通知するとともに、輸出国への返送、焼却等の処置を講ずるよう指導する。
 - ウ イの処置が終了後、担当課は別記様式第2号によりその旨を企画調整課宛てに報告する。
 - エ 企画調整課は、必要に応じてア及びウの内容を別記様式第3号の1及び2により、動物衛生課に報告する。

見本採取票

整理番号

年月日

動物検疫所 支所 出張所

農林水産技官

氏 名

家畜伝染病予防法第 51 条の規定により、検査のため採取したので通知します。

採取した貨物	品名 ・ 銘柄		数 量
積載船（機）名		入 港 年 月 日	
蔵 地 場 所		採 取 年 月 日	
B / L No.		申 告 番 号	
採材職員所属 氏 名			
見本処理区分			
返 却 欄			
備 考			

別記様式第 2 号

事 務 連 絡
年 月 日

企画管理部企画調整課長 殿

〇〇支所課長
(〇〇出張所長)

輸入停止措置対象魚粉の処置結果の報告について(魚粉：△―△)(注)

このことについて、「家畜飼料用として輸入される魚粉の精密検査実施要領」(平成 27 年 11 月 6 日付け 27 動検第 749 号動物検疫所長通知)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

輸入総数量(重量・袋数 ・コンテナ数)	
輸 出 国	
用 途	
製造工場の名称及び住所	
輸出検査証明書の番号	
輸入検査申請の番号	
輸 入 港	
標 本 採 取 年 月 日	
精密検査結果通知年月日	
精 密 検 査 の 結 果	
処置の具体的内容等	

注：番号は、各所の動物検疫所コード記号及び精密検査依頼の通し番号を記載すること。

例えば、本所畜産物検疫課の 5 番目の検査依頼であれば、「HB-05」となる。

別記様式第3号の1

事 務 連 絡
年 月 日

動物衛生課国際衛生対策室
国際衛生企画班長 殿

動物検疫所
企画管理部企画調整課長

輸入魚粉の精密検査の結果について（報告）

家畜用飼料として輸入された魚粉の精密検査の結果、別添のとおり動物性加工たん白質の含有が確認されたので報告します。

なお、当該検査に係る輸入魚粉については、「動物性加工たん白質の輸入一時停止措置について」（平成17年8月12日付け17消安第2891号消費・安全局長通知）に基づく輸入停止措置の対象品目として、輸出国への返送、焼却等の処置を講ずるよう輸入者に対し指導することとしています。

注：別添として精密検査結果通知書を添付すること。

別記様式第3号の2

事 務 連 絡
年 月 日

動物衛生課国際衛生対策室
国際衛生企画班長 殿

動物検疫所
企画管理部企画調整課長

輸入停止措置対象魚粉の処置結果の報告について

○年○月○日付け事務連絡（輸入魚粉の精密検査の結果について（報告））に係る魚粉について、別紙のとおり、処置された旨担当課から連絡があったので報告します。

注：別記様式第2号を添付すること。

家畜飼料用として輸入される魚粉の精密検査実施方法

1 精密検査の試験法

輸入魚粉中の反すう動物由来たん白質及び豚由来たん白質の検出に係る精密検査は、PCR法及びELISA法により実施する。

2 PCR法

魚粉中の反すう動物由来遺伝子及び豚由来遺伝子の含有の有無について、各動物種に特異的なミトコンドリアDNAの遺伝子配列をPCR法で検出することにより確認する。

(1) 使用プライマー

ア 反すう動物検出プライマー

rumicon5D2、rumicon3D5 (201bp) ((株) BEX製)

イ 豚検出プライマー

pig5-6、pig3-6 (83bp) ((株) BEX製)

(2) 検出法

ア ミトコンドリアDNAの抽出

各検体から試料0.1gを取り、mtDNAエキストラクターCTキット(富士フィルム和光純薬(株)製)を用いてミトコンドリアDNAを抽出する。

イ PCR 反応

抽出したミトコンドリアDNAの動物種特異的な遺伝子配列部位を、(1)のプライマーを用いて特定の反応条件下で増幅し、アガロースゲルを用いて泳動する。ターゲットとするサイズの増幅産物が確認されれば陽性(遺伝子含有あり)、確認されない場合は陰性(遺伝子含有なし)と判定する。

3 ELISA法

PCR法で陽性となった検体については、検出された遺伝子の動物種に由来するたん白質の含有の有無を以下の方法により確認する。検査は、1検体(約300g)から2試料を採取し、2試料の並行操作により実施する。判定は、各キットの使用説明書を参考に、飼料分析基準に基づき実施する。

(1) 反すう動物由来たん白質の検出

「MELISA-TEK RUMINANT KIT for MEAT & BONE MEALS and ANIMAL FEEDS (ELISA Technologies 製)」(検出感度 0.1~0.2%程度)による方法又はこれと同等の結果が得られる方法を用いて行う。

(2) 豚由来たん白質の検出

「ELISA-TEK COOKED MEAT PORK KIT (ELISA Technologies 製)」(検出感度 1%程度)による方法又はこれと同等の結果が得られる方法を用いて行う。

4 判定方法

- (1) PCR法が陰性となった検体については、総合判定を「陰性」とする。
- (2) PCR法が陽性となった検体のうち、ELISA法で陰性となったものについては、総合判定を「陰性」とする。
- (3) PCR法及びELISA法のいずれも陽性となった検体については、総合判定を「陽性」とする。

5 参考通知

「飼料分析基準の制定について」（令和5年12月1日付け5消安第4714号農林水産省消費・安全局長通知）